



平成 29 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ム ア ッ プ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 美 藤 宏 一 郎  
(コード番号：3661)  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 総 務 経 理 部 長 藤 池 季 樹  
TEL. 03-5467-7125

(訂正)「新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」の一部訂正

平成29年5月17日に公表いたしました、適時開示資料「新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがございましたので、下記の通り訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

## 記

### 1. 訂正内容（下線部は訂正箇所を示します）

(修正前)

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (3) 新株予約権の内容

##### 6) 新株予約権の行使の条件

ア 割当日から本新株予約権の行使期間の末日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（ただし、上記（3）2）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に50%を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(修正後)

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (3) 新株予約権の内容

##### 6) 新株予約権の行使の条件

ア 割当日から本新株予約権の行使期間の末日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（ただし、上記（3）2）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に30%を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

以上